

銚田市議会議長交際費に関する取扱い基準

(運用の基本)

第1 議長交際費（以下「交際費」という。）は、議長又は議長代理等が議会を代表して外部と公の交渉を行う際、特に必要とされる経費であるから、その執行にあたっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限にとどめるものとする。

(交際費の支出基準)

第2 交際費の支出区分は次のとおりとし、その内容は別表第1に定めるとおりとする。

No.	区 分	内 容
1	慶 弔 費	市政関係者及びその親族に対する香料、御見舞、お祝い。
2	賛 助 費	公に認められた団体及びそれに準ずる団体で、その事業の趣旨が明確に認知されているもの。
3	渉 外 費	外部との公の意見交換又は折衝、情報収集等に際し公益上適当と認められるもの。
4	会 費	会費制により開催される総会、スポーツ大会等の費用で、公益上適当と認められるもの。
5	そ の 他	市政・市議会の運営に資する懇談会、研修会、記念式典、諸祝賀その他の経費に係る支出で、議長が特に必要と認めた事項にかかる支出。

(支払いの証明)

第3 交際費の支出にあたっては、領収書を徴しておくものとする。ただし、香料等社会通念上、相手から領収書を徴することができないものにあつては、その収支の経理を明らかにしておけば足りるものとする。

(交際費の公表)

第4 交際費の公表は、支出の翌月に市議会のホームページに掲載するとともに、議会事務局において縦覧に供することにより行うものとする。公表情報に個人に関する情報であつて、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあつては、これを除くものとする。

(その他)

第5 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 17 年 12 月 7 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 7 日一部改正）

この基準は、平成 18 年 12 月 7 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日一部改正）

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

1	香料	市特別職 現職市議会議員	本人	20,000円
			配偶者	10,000円
			一親等親族(同居)	5,000円
	香料	国会議員、県議会議員 関係市町村議長並びに四役	本人	20,000円
			配偶者	10,000円
			同居の父母	5,000円
	香料	非常勤特別公務員 各種委員	本人	5,000円
本人			5,000円	
御見舞	市特別職、現職市議会議員 (入院10日以上)	本人	5,000円	
結婚式	市特別職、現職市議会議員	本人	20,000円	
2	賛助費	公益上、特に認められるもので、内容を十分吟味して定める		
3	渉外費	必要最小限 注1	局長協議とし、その都度定める	
4	会費	会費の明示があるものは、その額とする		その都度定める
5	その他	懇談会、研修会 (参加負担金相当分を支出)	宿泊あり	10,000円
			宿泊なし	3,000円～5,000円
			飲食なし	支出せず
	記念式典	(市主催は除く)	5,000円	
	祝賀会	(市主催は除く)	5,000円	

注1 担当者等の同席は必要最小限とし、その分も交際費を支出する。

ただし、議長が特に同席を依頼した場合とする。

注2 会費等の明示があっても政治活動（政治資金規制法第8条の2に基づく政治資金パーティーも含む。）に係わるものについては支出しない。

備考 非常勤特別公務員（教育委員・農業委員・選挙管理委員等）
各種委員（区長・民生委員等）